

飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法

制 定 昭和54年 8月18日農 水 告第1182号
最終改正 平成19年11月28日農林水産省告第1493号

(適用の範囲)

第1条 この格付の表示の様式及び表示の方法は、別表1、別表2、別表3、別表4及び別表5に掲げる飲食料品及び油脂の格付の表示に適用する。

(表示の様式)

第2条 表示の様式は、別表1に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式1、別表2に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式2、別表3に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式3、別表4に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式4、別表5に掲げる飲食料品及び油脂にあつては別記様式5のとおりとする。

(表示の方法)

第3条 表示の方法は、容器若しくは包装の1個ごとに見やすい箇所に、又は送り状に付することとする。

附 則 (平成17年12月27日農林水産省告示第1999号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成17年法律第67号。以下「改正法」という。)の施行の際現に改正法による改正前の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号。以下「旧法」という。)第14条第1項の規定により条例で定めるところにより農林物資の格付に関する業務を行っている都道府県、独立行政法人農林水産消費技術センター、改正法の施行の際現に旧法第16条第2項の規定により農林水産大臣の登録を受けている法人、旧認定製造業者(改正法附則第6条第1項に規定する旧認定製造業者をいう。)、旧認定生産行程管理者(改正法附則第6条第2項に規定する旧認定生産行程管理者をいう。)、旧認定小分け業者(改正法附則第7条第1項に規定する旧認定小分け業者をいう。)、旧認定輸入業者(改正法附則第8条第1項に規定する旧認定輸入業者をいう。)、旧登録外国格付機関(改正法附則第11条第1項に規定する旧登録外国格付機関をいう。)、旧認定外国製造業者(改正法附則第12条第1項に規定する旧認定外国製造業者をいう。)、旧認定外国生産行程管理者(改正法附則第12条第2項に規定する旧認定外国生産行程管理者をいう。))又は旧認定外国小分け業者(改正法附則第13条第1項に規定する旧認定外国小分け業者をいう。))が、改正法附則第3条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第6条第1項若しくは第2項、第7条第1項、第8条第1項、第11条第1項、第12条第1項若しくは第2項又は第13条第1項の規定に基づき格付を行う場合における格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成18年2月17日農林水産省告示第169号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年2月17日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年1月18日農林水産省告示第75号(煮干魚類及び煮干魚類粉末の日本農林規格の一部を改正する件)附則第2項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年5月2日農林水産省告示第667号)

(施行期日)

1 この告示は、平成18年5月6日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月6日農林水産省告示第538号(畜産物缶詰及び畜産物瓶詰の日本農林規格の一部を改正する件)附則第2項の規定に基づき格付を行う場合における飲食料品及び油脂の格付の表示の様式及び表示の方法については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年5月12日農林水産省告示第692号)

この告示は、平成18年5月13日から施行する。

別表1 (第1条、第2条関係)

- 1 ベーコン類(ベーコンを除く。)、骨付きハム、ラックスハム、ソーセージ(ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。))及び混合ソーセージ
- 2 マカロニ類
- 3 炭酸飲料
- 4 トマト加工品(トマトケチャップを除く。))

- 5 風味調味料
- 6 乾燥スープ
- 7 ドレッシング
- 8 異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖
- 9 即席めん類（即席カップめんを除く。）
- 10 植物性たん白
- 11 削りぶし
- 12 調理冷凍食品
- 13 醸造酢
- 14 食用精製加工油脂
- 15 豆乳類
- 16 畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）
- 17 マーガリン類
- 18 干しめん
- 19 農産物漬物
- 20 全糖ぶどう糖
- 21 ショートニング
- 22 精製ラード
- 23 にんじんジュース及びにんじんミックスジュース
- 24 水産物缶詰及び水産物瓶詰
- 25 生タイプ即席めん
- 26 果実飲料
- 27 農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）
- 28 パン粉

別表2（第1条、第2条関係）

- 1 たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰
- 2 ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ
- 3 しょうゆ
- 4 ジヤム類
- 5 ウスターソース類
- 6 トマトケチャップ
- 7 即席カップめん
- 8 ハンバーガーパティ及びチルドハンバーグステーキ
- 9 チルドミートボール
- 10 ぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）
- 11 煮干魚類
- 12 干しそば
- 13 コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰

別表3（第1条、第2条関係）

- 1 熟成ハム類、熟成ソーセージ類及び熟成ベーコン類
- 2 地鶏肉
- 3 手延べ干しめん

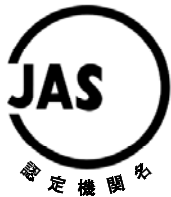
別表4（第1条、第2条関係）

- 1 有機農産物
- 2 有機加工食品
- 3 有機畜産物

別表5（第1条、第2条関係）

- 1 生産情報公表牛肉
- 2 生産情報公表豚肉
- 3 生産情報公表農産物

別記様式1（第2条関係）



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
マカロニ類、異性化液糖及び砂糖混合異性化液糖、即席めん類（即席カップめん及び50g入り以下の容器又は包装に格付けの表示を付する場合を除く。）、植物性たん白、食用精製加工油脂、全糖ぶどう糖、果糖（300g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、生タイプ即席めん（135g入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）並びにパン粉	20mm以上
ベーコン類（ベーコンを除く。）、骨付きハム及びラックスハム、ソーセージ（ポロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージを除く。）及び混合ソーセージ、調理冷凍食品、醸造酢（500ml入り以上の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り以上の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付けの表示を付する場合を除く。）、干しめん、農産物漬物（300g入り以上の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、ショートニング、精製ラード並びに果実飲料（1,800ml入り以上の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）	15mm以上
炭酸飲料（びんのふたに格付けの表示を付する場合を除く。）、トマト加工品（トマトケチャップを除く。）、風味調味料、乾燥スープ、ドレッシング、即席めん類（即席カップめん以外のものであつて、50g入り以下の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、削りぶし、醸造酢（500ml入り未満の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、豆乳類（500ml入り未満の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、畜産物缶詰及び畜産物瓶詰（コンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰を除く。）、マーガリン類（115g入り以下の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、にんじんジュース及びにんじんミックスジュース、水産物缶詰及び水産物瓶詰、生タイプ即席めん（135g入り未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合に限る。）、果実飲料（1,800ml未満の容器又は包装に格付の表示を付する場合（瓶のふたに格付の表示を付する場合を除く。）に限る。）並びに農産物缶詰及び農産物瓶詰（たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰を除く。）	10mm以上
農産物漬物（300g入り未満の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）	7mm以上
炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）及び果実飲料（瓶のふたに格付の表示を付する場合に限る。）	5mm以上

(2) 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。

(3) JASの文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。

(4) 認定機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認定機関名は、略称を記載することができる。

(5) 炭酸飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）若しくは果実飲料（瓶のふたに格付の表示をする場合に限る。）又は表示可能面積がおおむね150cm²以下の飲食料品及び油脂にあつては、認定機関名は、省略することができる。

別記様式2



(1) 格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径は、次のとおりとする。

区 分	格付の表示を1個ごとに付する場合の円の外径
即席カップめん（50g入り以下の容器又は包装に格付けの表示を付する場合を除く。）及びぶどう糖（全糖ぶどう糖を除く。）	20mm以上
ベーコン、ハム類（骨付きハム及びラックスハムを除く。）、プレスハム、ボロニアソーセージ、フランクフルトソーセージ、ウインナーソーセージ、リオナソーセージ、セミドライソーセージ及びドライソーセージ、しょうゆ（1,800ml入り以上の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、ハンバーガーパティ、チルドハンバーグステーキ並びに干しそば	15mm以上
たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰、しょうゆ（201ml入り以上1,800ml入り未満の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、ジャム類、ウスターソース類、トマトケチャップ、即席カップめん（50g入り以下の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）、チルドミートボール、煮干魚類並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰	10mm以上
しょうゆ（200ml入り以下の容器又は包装に格付けの表示を付する場合に限る。）	7mm以上

(2) 円の縁の幅は、円の外径の $\frac{1}{20}$ とする。

(3) JASの文字の高さは、円の外径の $\frac{3}{10}$ とする。

(4) 等級の文字の高さは、円の外径の $\frac{1}{5}$ とする。

(5) たけのこ缶詰及びたけのこ瓶詰（全形及び2つ割りに限る。）、たけのこ大型缶詰（全形（傷を除く。）及び2つ割りに限る。）、もも缶詰及びもも瓶詰（2つ割りに限る。）、なし缶詰及びなし瓶詰（2つ割りに限る。）並びにフルーツみつ豆缶詰及びフルーツみつ豆瓶詰並びにコンビーフ缶詰及びコンビーフ瓶詰の等級並びにジャム類及びウスターソース類の等級が標準の場合には、等級の表示を省略することができる。

(6) 等級及び認定機関名は、円に近接した箇所に記載すること。なお、認定機関名は、略称を記載することができる。

(7) 表示可能面積がおおむね150cm²以下の飲食料品及び油脂にあつては、認定機関名は、省略することができる。

別記様式3（第2条関係）

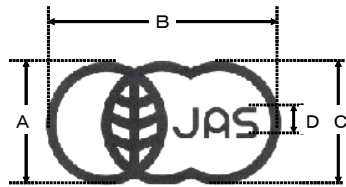


(1) Aは、15mm以上とする。

(2) Bは、Aの4/13とし、Cは、Aの19/13とする。

(3) 認定機関名は、略称を記載することができる。

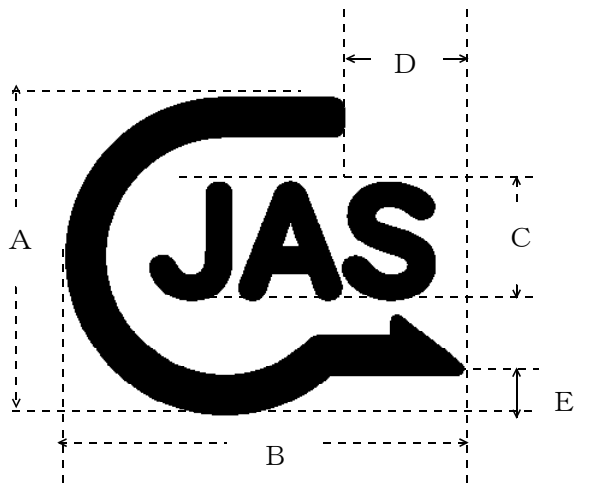
別記様式4（第2条関係）



認定機関名

- (1) Aは、5 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの2倍とし、Dは、Cの $3/10$ とする。
- (3) 認定機関名の文字の高さは、Dと同じとする。
- (4) 認定機関名は、略称を記載することができる。

別記様式5（第2条関係）



認定機関名

- (1) Aは、15 mm以上とする。
- (2) Bは、Aの $5/4$ とし、C及びDは、Aの $3/8$ とし、Eは、Aの $1/8$ とする。
- (3) 認定機関名は、略称を記載することができる。